第52号様式　過料処分決定書及び納入通知書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 過料処分決定書及び納入通知書 |  | 過料領収証書 |  | 過料領収済通知書 |  | 過料納入書 |
| (住所)(氏名) | (住所)(氏名) | (住所)(氏名) | (住所)(氏名) |
| 第　号 | 年度 | 一般会計 | 第　号 | 年度 | 一般会計 | 第　号 | 年度 | 一般会計 | 第　号 | 年度 | 一般会計 |
| 款 | 項 | 目 | 節 | 款 | 項 | 目 | 節 | 款 | 項 | 目 | 節 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 諸収入 | 延滞金加算金及び過料 | 過料 |  | 諸収入 | 延滞金加算金及び過料 | 過料 |  | 諸収入 | 延滞金加算金及び過料 | 過料 |  | 諸収入 | 延滞金加算金及び過料 | 過料 |  |
| 金額 |  |  |  | 金額 |  |  |  | 金額 |  |  |  | 金額 |  |  |  |
| 納入期限 | 年　月　日限り | 上記のとおり領収しました。年　月　日 | 上記のとおり領収しましたので通知します。年　月　日 | 上記のとおり納付します。年　月　日 |
| 納入場所 |  |
| 地方税法第　条及び町税条例第　条の規定により　　　税に係る不申告に関する過料を上記のとおり決定したので通知しますから納期限までに納入して下さい。この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。年　月　日小野町長氏名 |
|  | 領収日付印 |  | 領収日付印 |  | 領収日付印 |
|  |  |  |